

平成30年 第3回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年5月8日

品川区教育委員会

平成30年第3回教育委員会定例会

日 時 平成30年5月8日(火) 開会：午後2時
閉会：午後2時57分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍 聴 人 数 3名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

協議事項	教科用図書の調査研究に関する要領、組織等について
報告事項1	平成30年春の叙勲受章者について
報告事項2	平成30年度新入学学校別増減要因一覧について
報告事項3	平成31年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について
報告事項4	品川区立公共図書館および学校図書館システムの停止について

平成30年第3回教育委員会定例会

平成30年5月8日

【教育長】 ただいまから平成30年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員に海沼委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、5月1日より区ではサマーブックキャンペーンということで、軽装にて職務をさせていただきますので、事務局のほうもその体制になっております。ご了承くださいければというふうに思います。

本日は、傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

本日の議題に入りたいと思います。

日程第1、協議事項 教科用図書の調査研究に関する要領、組織等について事務局より説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、平成31年度の品川区立学校で使用いたします教科書採択につきまして、資料に基づき、統括指導主事より細かい点をご説明申し上げます。

【教育長】 教育総合支援センター統括指導主事。

【教育総合支援センター統括指導主事】 私からは、資料No. 1-2、品川区立学校使用教科用図書採択要綱、第11条の規定に基づき、資料No. 1-3、平成31年度品川区立学校使用教科用図書の調査研究に必要な事項を定める、平成31年度品川区立学校使用教科用図書の調査研究に関する要領について、主立ったところについてご説明させていただきます。

まず、資料No. 1-3の第1 品川区立学校使用教科用図書調査検討委員会の組織につきましては、(1) 小・中学校長・副校長及び義務教育学校校長・副校長1名、(2) 学識経験者1名、(3) 保護者・地域代表4名とし、教育長が任命、または委嘱いたします。

この検討委員会は、品川区立学校使用教科書調査研究会に対し、必要とする教科の研究資料の作成を依頼し、報告を求めます。

なお、報告内容に不備がある場合は、再度、報告することを求めることができます。

また、検討委員会は、調査基準をもとに、研究資料を検討し、これを簡潔に取りまとめ、教科書ごとに特徴を一覧にし、比較できるよう調査資料を作成して教育委員会に報告いたします。なお、その際、順位づけや絞り込みは行いません。

続きまして、第2 使用教科書調査研究会の会員は、(1) 検討委員会委員長の推薦を受けて教育長が委嘱いたします。(2) 会員の定数は12名以内とします。(3) 部会長は、検討委員会委員である小・中学校長及び義務教育学校校長・副校長、副部会長には、部会長が指名いたします。

この研究会は、採択地区教科用図書の見本について、各部会が調査基準に基づき研究した結果をまとめ、研究経過とともに検討委員会に報告します。その際、順位づけや絞り込みは、ここでも行いません。

第3 特別支援学級用教科書は、原則として当該採択地区の小・中学校及び義務教育学

校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用いたします。

第4 特別支援学級用教科用図書選定委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長、または特別支援教育の専門性を有する校長に、特別支援学級設置校の教諭2名、教育総合支援センター長、指導主事の1名です。

委員長は、教育総合支援センター長とし、副委員長はそれぞれ特別支援学級設置校の校長、または特別支援教育の専門性を有する校長とします。

2. 選定方法。(1) 特別支援学級用教科用図書選定委員会は、特別支援学級設置校校長を通して意見を聴取いたします。(2) 選定すべき教科書は、小・中学校及び義務教育学校の教科範囲とします。(3) 選定教科書については、調査・研究し、選定資料を作成いたします。(4) 附則第9条図書については、調査・研究し、必要に応じて選定資料を作成します。

第5 調査基準及び調査資料等。

1. 調査研究における調査基準は、次のようにいたします。(1) 内容、(2) 構成及び分量、(3) 表記及び表現、(4) 学習活動、(5) 造本、(6) 地域性です。

続きまして、3. 調査資料、4. 研究資料の取り扱いです。(1) 調査資料、研究資料は、部外秘とし、絶対に外部に漏れないようにしなければならない。(2) 調査資料、研究資料は、提出物以外、印刷、または複写してはならない。

5. 報告の様式等。この要領に定める報告については、文書により行うものとし、その様式は別に定めます。

第6 各委員及び会員の欠格事項。その下、(1) から(5) に掲げる者は、検討委員会委員及び研究会会員になることができません。

第7 その他。確認書の提出。検討委員会委員及び研究会会員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を、教育委員会に提出しなければなりません。

3. 教科書の展示・閲覧。教科書の展示は、次のようになります。法定展示につきましては、平成30年6月15日金曜日から6月30日土曜日にかけて、教育総合支援センター内にあります品川区教科書センターで行います。

また、同様に、法定展示として、品川区立品川図書館では、平成30年6月15日から平成30年6月28日木曜日にかけて行います。

なお、展示される教科書は、検定見本本となります。

特別展示につきましては、平成30年6月4日から平成30年6月14日にかけて品川区教科書センターで行います。

なお、展示される教科書は、検定見本本となります。

資料No. 1-4は、ただいま説明させていただいたものを時系列等に沿ってまとめたものでございます。

なお、資料はございませんが、今年度の教科用図書の採択につきましては、資料No. 1のタイトルにございますように、平成31年度に使用する小学校、義務教育学校前期課程の英語と特別の教科道徳を除く全科。また中学校、義務教育学校後期課程の特別の教科道徳となっております。

また、小学校では、平成32年度より新学習指導要領が完全実施となりますので、今年度の採択は、移行期間となる平成31年度の1年間のみ使用となります。この1年間限

りの教科書につきましては、新たな検定本は来ておりませんので、資料1-2の第8条にありますように、小学校、義務教育学校前期課程の英語と特別の教科道徳を除く全科については、教科書調査研究会は設置せずに、平成26年度採択で作成した資料を用いながら、調査検討委員会が調査資料を作成し、教育委員会に報告をいたします。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑があればお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。お願いいたします。

小学校、義務学前期、中学校、義務学後期、そして、来年度、再来年度の改訂という、縦横のいろいろな採択が入り組んできて、その中で特別支援学級用は、毎年採択するという状況がありますので、なかなか全体像が見えにくいところではあるのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、菅谷職務代理人。

【菅谷教育長職務代理人】 先ほどの8条にかかわることなんですけれども、あまり難しいことを言うつもりは全くありません。

要は、教科書の採択というのは、地域ごとに採択すると。その責任が教育委員会にあるということで間違いはないと思うんですが、教育委員会の委員のメンバーも、今、現行の小学校の教科書について、そのときにおいでにならなかった委員さんがおいでになるというのが実態でございます。

ただ、委員会決議の中で委員さんがかわっても委員会決議は変わりません。ですが、やっぱりそのときにつくった調査資料、内容を参考として見せていただくということは、私は道義的には必要ではないかなと思っておりますが、そのことは事務局として、いかがお考えでしょうか。

簡略化できることは、そのとおりで結構でございますが、そこに至るまでの結果というのが、採択された教科書があるというのは、全くそれは今と変わりませんのでわかるんですね。そこに行く途中の中で、どんなものをつくられて、どういう結論になったかということをお示しできるものがあれば、そのときにおいでにならなかった委員さん方にも、私はご親切じゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【教育長】 前回の採択が4年前という形になっておりますので、今、菅谷職務代理がおっしゃったのは、小学校、義務教育学校の前期課程の全科の採択の部分だろうと思うんですけれども、それにかかわっていらっしゃるなかった委員の方もいらっしゃるの、決定は決定としまして、その辺の協議等の情報提供があってもいいのではないかというような趣旨かと思っておりますが、いかがでしょうか、事務局。

教育総合支援センター統括指導主事。

【教育総合支援センター統括指導主事】 平成26年度採択のときに活用した資料は、もちろん事務局にございますので、この教育委員会の中では提示はさせていただきたいと考えております。

【教育長】 内容的に、全く新しい教科書という形ではないために、資料の再作成といえますか、それはないという形になるので、当時の資料を提示するという形になるわけですね。

【教育総合支援センター統括指導主事】 はい。

【教育長】 いかがでしょうか、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 じゃあ、そういうことで。

やらなくてはいけないというのはないものですから。

【教育長】 そうですね。全く状況としては、変わらない状況があるという流れの中で、その当時の協議の記録は、また記録をごらんいただければと思いますので、事務局のほうで資料と同時に、こんなようなことが争点になったというあたりの情報提供を、当時、委員としてかかわっていらっしゃらなかった委員にもお伝えいただければと思います。

ほかに、質疑はいかがでしょうか。

中学校の、そして、義務教育学校の後期課程、特別の教科 道徳につきましては初めて私どもも採択するという形になるわけですが、昨年度、小学校、義務教育学校の前期使用の道徳を、ここにいらっしゃる委員の方々、皆さんにやっていただいておりますので、基本的なステップはおわかりいただけるかなというふうに思います。

内容は、中学のほうはかなり多岐にわたるといえるか……。

【塚田委員】 私、かかわっていません。

【教育長】 失礼いたしました。訂正いたします。そうですね。そうなりますと、その辺で、塚田委員は何かご質問なされたいようなところはございますか。

【塚田委員】 出されたものを検討したいと思います。

【教育長】 まずは、資料を見て考えていくということで、資料と教科書は、かなりの量が来るのではないかなというふうに考えます。

では、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 ちょっと質問なんです、資料の1-3の第3、特別支援学級用教科書というのがあって、第4に、特別支援学級用教科用図書というのがありますが、これは具体的にどう違うんですか。

【教育長】 なるほど。非常に似たような表現になっておりますけれどもね。特別支援学級用については、教科書と教科用図書と2つ表記がありますが、それはいかがなものかというご質問かと思いますが、いかがでしょうか。事務局、どなたか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 通常で行っている教科書と同様に、小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級においても同じものを使用したいというものを強調したいがために、教科書という言い方をしております。

これにつきましては、教科用図書として一般図書も選定することができるという内容を示しておりますので、ここはあえて教科用図書という言い方で区別をして表記をさせていただきます。

知的障害のあるお子さんの場合において、通常の学級と同じ教科書で学ぶよりも、違うものを活用したほうがより教育的効果が認められるという場合には、一般図書を教科書として使用することができます。その場合には、通常の学級と同じ教科書が配本されなくなってしまうという現実もございますので、どちらがいいのかは各学級が子供の実態に応じながら選択できるというのが現状でございます。

そういった意味で、ここではあえて教科書、それから教科用図書というふうに別の文言

を使っております。

【教育長】 塚田委員、いかがでしょうか。

【塚田委員】 そうすると、第4で言っているのは一般図書のことなんですか。私は、特別支援学級用の何か特殊な図書なのかなと思ったんですけども、そうではないですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 第4の中には、実は、大まかにわかりやすく言うならば3種類の本があるというふうにお考えいただいて結構だと思います。

まず、1種類目は、通常の学級の子供たちとまるきり同じ、国語なら国語の何年生上巻とかいう教科書になります。

そして、もう一つは、星本と呼ばれているテキストなのですが、知的な遅れのある児童向けの、たとえば平仮名をわかりやすく使って文字も大きくしているなど、発達段階に配慮をした、生活年齢よりも低い発達段階の内容となっている教科書がございます。それが文部科学省が著作を持っている、星本と呼ばれるものでございます。

そして、3種類目は、一般の本屋さんで売っている、例えば子供向けのわかりやすい世界地図なんていうものを、社会の地図帳にかかわって使用する場合もございますので、そういった3種類が大まかに入って、ひっくるめて教科用図書という中には含んでおります。

【教育長】 わかったような、わからないような。

【塚田委員】 おおむね了解しました。

【教育長】 おおむね了解でよろしいですか。その後の選定方法の下にあります第9条図書と書いてある中に、今、説明があった文部科学省著作教科書という表記があるわけですね。一般図書ですとか、あとは、普通の教科書の下学年本なども、この9条図書という範囲に入っている。それと、通常の学年の教科書、それらをひっくるめて教科用図書と呼ぶということによろしいでしょうか。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 なかなか構造的に理解が難しいところだなというふうに思います。

【菅谷教育長職務代理者】 意外に、これはわかりにくいのと、本物を見ていただくとすぐにわかります。そういう要素があります。

【教育長】 ごらんいただくとわかりやすいかもしれない。

【塚田委員】 この文言だけだとよくわからないですね。

【菅谷教育長職務代理者】 それから、文科省の著作のこの本は、結構高いんです。普通の教科書とは全く値段が違うんで、それは何か機会があったらお見せしたほうがわかるかと。

【教育長】 特別支援学級用の教科用図書ということでございますけれども、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 ちょっとそれと関係しているかもしれないのですが、選定方法の委員会のメンバーのところで、特別支援学級設置校の校長先生を通して云々ありますけれども、言語障害学級、情緒障害学級及び病弱学級を除くとありますが、こういった言語障害、情緒障害及び病弱学級のお子さんに対する図書や教科書は、どのように選定されるんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 今、ご質問いただきました、いわゆる通級指導学級、それから院内学級である病弱学級においては、通常の学級でふだん学習しているお子さんでするので、そちらのふだん使っている一般的な教科書を使用しております。

【教育長】 そういった意味で除くという形になっているわけですね。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、続けて富尾委員。

【富尾委員】 ちょっと細かいことになるかもしれませんが、調査基準及び調査資料等とあって、その基準の内容なんですけれども、(1)から(6)までそれぞれありますが、(1)、(2)、(3)、(4)、(6)については大体わかるんですけれども、(5)の造本というのは、言葉の意味で恐縮なんですけど、どういう基準になっていますか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本のつくりでございまして、実際に4年前の採択の際も、表紙のところがぺらんと簡単にめくれてしまって非常に扱いづらいねなんていう見本もあったかと思います。

【富尾委員】 紙質みたいな？

【教育総合支援センター長】 まあ、紙質であったり、手触りであったり、重さであったり、とめ方がどうなっているか。よくあるのが、これはもう最近は減ってまいりましたが、会社さんによっては、ここのりづけと縫製の具合が開いたときにばらばらになってしまう本とか、昔よくございましたよね。

【富尾委員】 なるほど。そういうことなんですね。

【教育総合支援センター長】 ええ。そういったことも含めて、いろいろ……。

【富尾委員】 あんまり考えられないようなことだけれども、大事な問題ですよ。

【教育長】 重要なことですね。特に、子供たちの扱いになりますので、ある程度、堅牢というか、頑丈性が求められる部分もあろうかなというふうには思います。

ほかにはいかがでしょうか。

私から一つ。これは、同時並行的にセンター等で見本本の教科書展示を実施するわけですよ。そうしますと、これまでの本区での採択におきましては、教科書会社等がわからないように黒塗りを全ての教科書に施して実施をしてきたという経緯があるんですけれども、そういったところで一般にオープンにされているもの、私どもも、実際にそこに行けば、それはどこの会社のものかというのはすぐわかってしまうという状況がある中で、黒塗りをする必要性を事務局としてはどのように考えているか、お伺いしたいなというふうに思うのですが、私個人としましては、もうそういった必要性はないんじゃないかというふうな考えから質問しておりますが。

【教育長】 教育総合支援センター統括指導主事。

【教育総合支援センター統括指導主事】 昨年度におきましては、黒塗りはさせていただいていたところですが、教育長のほうからもお話がありましたように、一般に公開しているものは黒塗りはしておりませんので、今年度につきましては、この黒塗りは行わない形をとりたいと考えております。

ただし、昨年度もA社、B社、C社というようにアルファベットで呼ばせていただいたところについては、今年度も引き続きA社、B社を取り入れていきたいと考えております。

【教育長】 黒塗りをしてきたという経緯は、なるべくフラットに私どもが、そういったネーミングに惑わされることなく評価ができるようにという、配慮ではないかなというふうに思うのですが、実際に情報として全然入ってこないわけではないという現状を考えると、私たちの判断の中に、そういう公平性を重んじるという部分がしっかりとつくられていけば、必要はないだろうというふうに考えますが、委員の皆さんはいかがでしょう。

【富尾委員】 いらないんじゃないでしょうか。

【教育長】 どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 やっぱりどんな情報があろうとも、教育委員会の立場としては、公明公正というのは当たり前だと、ごくね。それがなければ、この採択のシステムができ上がらないと思っておりますので、今どき、どの会社が、誰が書いたということを手頭に入れながらやるということ私どもはしないということは、きちんとできますよね。

だから、なくてもできるということは、あってもなくても構わないということですので、いらない。

それから、もう一つ。なるべくないほうが、しまうときにくっついてしまって、すごい時間がかかるんですよ。

【富尾委員】 大変でした。

【菅谷教育長職務代理者】 来年は、中学の教科書で、ものすごい数が多くて、段ボールに何箱にはなりますでしょう。その中から引き出して並べていくとすごい大変なんですよ。

それから、あれを事務局としては、黒塗りというのか、実際には、ゴムのやつを張っていくんですけども、あれはすごい手間だと思いましたね。あれをやるんだったら、中身をもっと見たほうがいいなというふうに思いますので、ぜひその辺は、省力化してもいいのではないかなというふうに思っております。

【教育長】 そういう体制をつくるほうは、非常に労力が必要となり、また、見るほうでも手間がかかってしまう。しかも、情報として全くシークレットになっているものでもありませんので、ここのところは合理的に考えていく必要があるかなと。

そんなところは、また工夫、改善して進めていただけるとありがたいと思います。

ほかの委員の方はいかがですか。

では、最後に私から一つだけ。最近、デジタル教科書という言葉がいろいろと出てきておりますが、そういった部分での採択というのではないのでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 現段階で得ている情報といたしましては、紙である教科書にかわってデジタルを使用することは構いませんが、無償として配本される対象にはなっておりません。

したがって、教科書採択といたしましては、あくまで紙ベースでの本も、原則でお考えいただければ結構でございます。

【教育長】 その上で、さまざまな裁量の中で購入していく場合もあるという考えなんですね。

【教育総合支援センター長】 はい。

【教育長】 わかりました。それでは。ほかに質問がございませんようであれば、教科

用図書の調査研究に関する要領、組織等につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項1 平成30年春の叙勲受章者について事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から平成30年春の叙勲の受章者についてご報告いたします。資料は2になります。

今年度の受章者ですが、元東京都公立幼稚園長、新井利子さん、84歳でございます。

新井さんは、昭和28年4月1日、東京都公立学校の教員に任命され、同日付で中央区阪本幼稚園に勤務されております。

その後、中央区内で幾つかの幼稚園で勤務された後、昭和58年4月1日、江東区立第三大島幼稚園長に、そして、昭和62年4月1日、品川区立かえで幼稚園長となって、平成6年3月31日にご勇退をされております。

勤続年数、幼稚園歴は、この記載のとおりです。

主なその他の役職歴ですけれども、全国国公立幼稚園長会の理事、それから、東京都公立幼稚園の専任園長会副会長、そして、「幼稚園じほう」編集員などを歴任されているとでございます。

伝達式は、一応、5月11日金曜日に予定をされているということでございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

【塚田委員】 何でこの年におなりになるまでもらえなかったんですか。

【教育長】 というご質問でございますが、庶務課長。

【庶務課長】 この瑞宝章は、いろいろ種類もありますが、そのうちの、この学校分野、小学校、中学校、幼稚園も含めてですが、国の学校教育の振興に貢献して、特に功績が顕著であるというようなことで、まずは、年齢的には70歳以上で、教育関係従事30年以上というものが1つございます。

それ以外にも、例えばただ園長・校長を歴任しただけではなく、そのほか、いろいろな役職につかれたかというようなところも、ある程度、加味されていきます。

毎年、東京都から、この時期になりますと該当者の調査も来ますが、その中で私どものほうも、いろいろ経歴等を見ながら推薦を順次挙げていくという形になります。推薦された方が全員というわけにもなかなかいかないの、受賞されない方は、またもう一度、翌年度チャレンジというようなことにもなります。

そのため、大体、年齢的には、昨年の春も実は86歳とか87歳の、やはり校長先生を歴任された方が、去年は2名、受章されている状況です。

それから、もう一つ、88歳を過ぎますと、今度は高齢者での表彰というものもあることはあるのですけれども、年齢的にはある程度、高くなってしまふ要素があるのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 よろしいですか。

【塚田委員】 ここまで長生きしないと。

【教育長】 順番待ちをしているという状況なわけですね、要はね。

【富尾委員】 推薦し続けている。

【教育長】 これは、私から一つ、平成30年春の叙勲ということは、この春の叙勲。来年の春ではなくて、この春の叙勲者ということでよろしいのでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 そのとおりでございます。この春でございます。

【教育長】 瑞宝双光章の受賞ということになります、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、平成30年春の叙勲受章者につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

日程第2、報告事項2 平成30年度新入学学校別増減要因一覧についての説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、平成30年度の新入学学校別増減一覧についてご報告をいたします。

資料は、資料3でございます。

こちらの表は、小学校及び義務教育学校前期課程の1学年、それから、裏面が中学校及び義務教育学校後期課程の7学年についての増減要因をまとめたものとなっております。

この表でございますけれども、学校ごとに平成29年、昨年10月1日の住民登録基本台帳上の通学区域内の児童・生徒数が翌年4月、今年の4月の入学まで、どのような増要因、減要因を経て、最終的に入学したのかを示したものでございます。

あくまで、これは4月1日付で作成してございますので、実は最終的な現時点での数字とは若干、異なってございますけれども、4月にご報告をさせていただきました学級編制、4月1日現在の数字とは一致しているということでござらなければと思います。

それでは、表面の小学校のほうからご説明をさせていただきます。

まず、表の小学校及び義務教育学校前期課程でございますけれども、この表で見ますと左側の増要因としてまとまっている中の一番左側、希望(実)と書かれているところです。これは、学校選択を希望した全体の数ではなくて、結果としてその学校を希望して入れた方の数となっております。

それから、その右のところ、希望されたものによる指定校変更による増要因が指定校変更でございます。

それから、その隣、区外からというところは、10月1日以降の区外からの転入、もしくは4月以降の転入予定による区域内の就学等による増の数字が入っております。

それから、その他のところですが、こちらは、例えば外国籍で入学された人数ですとか、あとはDV避難などのさまざまな状況で増加、いわゆる住民登録を品川区内にしていないという形の中で入学をされている方の数でございます。

次に、右側、減要因でございます。

こちらの減要因の中の一番左側の希望(実)のところも、先ほどの増要因と同じように、結果として学校の選択を希望申請して、他学区の学校に入学した数ということで、実際に希望した数全体ではないということになります。

それから、その右、国公立、私立はそれぞれの学校に進学された方の人数。

それから、その右、指定校変更も、その後、学区が変更になった方の数という形になります。

それから、その右のほうの、区外へに関しては、転出予定等があつて区外へ就学した人数、もしくは4月までに区外へ引っ越しをされた人数の方の数となっております。

その他の部分ですけれども、こちらには、今年度は18名でございますが、特別支援学級の固定級への入学者数が含まれているほか、住民登録はそのままにして、海外に出て行かれた方とか、学校には入学されていない方の数等が入っているものでございます。

この表の一番下、合計欄をご説明させていただきます。

一番左、平成29年10月1日現在の住民登録の数では、2,912名ということで、前年度が2,806名でございましたので、106名の増となっております。

それに対しまして一番右、4月1日の入学者数ですけれども、こちらは2,688名ということで、昨年は2,605名でございましたので、83人の増ということで、いわゆる区内の就業人口増加に合わせて入学されている方も増えてきているという状況がございます。

また、左側の増要因の合計の実希望申請された方の数が578名ということで、こちらは全体の住民登録者数、2,912名から見ますと19.8%ということで、昨年よりも0.8ポイント増えているものでございます。

続きまして、裏面、中学校と義務教育学校の後期課程についてご説明させていただきます。

基本的な表の見方は、表面と同様でございますけれども、平成28年度より義務教育学校が設置されたことから、義務教育学校につきましては、前期課程の6年生について学区域外からの通学・就学であっても、中学校後期課程の進学の時点で、希望申請をまた新たにすることなく、そのまま進級できることとなりましたので、これに該当する人数が増要因のところで行きますと、希望(実)の隣のところに、義務教育学校学区外進級といったところの数字が、それぞれ下の日野学園から豊葉の杜学園のところに入っております。こちらの方は、前期課程、小学校の段階で、もう既に学区域外から入られている方で、そのまま上がられた方ということになります。

これに対応して、右側の減要因のほうの東海中から戸越台中の同じく希望(実)の隣に、学区外進級がありますけれども、こちらは、あらかじめ抜けている数という形になりますので、それぞれ143名ずつという形で一致するというものでございます。

それから、減要因のほうですけれども、国公立、それから、私立への進学ということで、トータルしますと69名と817名を足し上げた886名が国公立と私立に行かれていますということになります。

こちらは、トータルで見ますと、割合では36.5%となりまして、昨年と比べますと166人増えているということでございます。割合としましても、5.5%増えているということで、今年度の入学に関しましては、かなり国公立と私立に行かれた方が多かったといったことが言えるのかと思います。

それから、その他のところの32人のうち、22名は区立の特別支援固定学級へ進級というところでございます。

合計欄でございます。一番左側、住民登録者数として、昨年10月1日現在の住民登録者数は2,426名で、前年が2,322人でしたので、104人の増となっておりますけれども、一番右の4月1日の入学者数、こちらが1,541名で、昨年が1,617名でしたので、逆に76人減っているということでございます。

これは、先ほど申し上げた国公立と私立への進学が多かった影響だろうということで、トータルとして、住民登録は増えているんだけど、結果的に区立の学校に進学された方は減っているという状況でございます。

また、希望選択の状況ですけれども、増要因、減要因どちらでも、相対しているんですけども、534の方が希望選択により進学ということで、住民登録者数から見ると22%となりまして1.9ポイント下がっているということになります。

こちらは、前年度もそうだったんですけども、いわゆる先ほど申し上げた義務教育学校で前期課程の6年生が上がる場合、選択をする人がなくなったということがございましたので、その影響というふうに思われまして、前年よりも1.5ポイント減という形になってございます。

この表につきましては、例年、この時期に全体で各数字がまとまっている段階でお知らせしているところでございます。

私からは、説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑をお願いしたいと思います。

どうぞ、冨尾委員。

【冨尾委員】 中学校、義務教育学校の減要因のことなんですけれども、学校によって私立に進学される方の人数の割合が、ばらつきがあるかなとは思いますが、その割合というのは、各学校で前年とか、これまでのパーセンテージからの変化は、特にないんでしょうか。大体、毎年、このぐらいの人数の方が私立や国公立に行かれているような感じなんですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 昨年と直接比較した数字は、ちょっと整理していないんですけども、全体の傾向としましては、それぞれの義務教育学校に関しては、学校ごとに傾向としては、このような数字になって、例えば日野学園であれば、かなり多くの方が私立に行かれたりですとか、そういった傾向は、従来からあったと思います。

【冨尾委員】 すみません、ありがとうございます。

【教育長】 その辺の若干の傾向みたいなものも、今後、わかったら情報提供していただけるといいかなというふうに思いますね。

【塚田委員】 でも、日野学園は、すごい数字ですよ、これね。

学区域も広いんですか、あそこは。

【冨尾委員】 そうですね。

【教育長】 そうだったですかね。大崎エリアはね。

エリアの広さのわりに、中学、義務学の数が少ないところでもあります。

また、例えば義務学ではこういう傾向が、一般の中学ではこういう傾向があるみたいな

情報がわかったら、適宜、教えていただければなというふうに思います。

そのほかにいかがでしょうか。ご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、平成30年度新入学学校別増減要因一覧につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次は、日程第2、報告事項3です。平成31年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について事務局からの説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料4、平成31年度品川区立学校教育職員、いわゆる固有教員ですけれども、候補者選考日程についてをごらんください。

今年度の採用予定人数は、4名程度としております。

2番の資格要件ですけれども、(1)または(2)のいずれかに該当する者としまして、(1)は、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状の両方を所持する者。(2)としまして、中学校教諭普通免許状、教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭科、技術、外国語のいずれかを所持する者で、品川区立学校教育職員として採用された後、3年以内に小学校教諭普通免許状を取得する意欲のある者としております。

3番は、選考区分、こちらは、年齢要件ですが、2つの区分がございます。一般選考としては、昭和62年4月2日以降に出生した者。経験者区分としましては、昭和50年4月2日以降に出生した者で、平成27年4月1日から平成30年6月30日までの期間において、国公立の小・中学校等、または特別支援学校で、次の①、または②のいずれかの勤務実績を有する者、①は、常勤の教員として継続して12月以上の勤務実績がある者、②は、非常勤教諭として週当たり3日以上かつ12時間以上の勤務条件で、通算して24月以上の勤務実績がある者、このどちらかとしております。

4番、選考日程でありますけれども、募集期間としては平成30年6月1日から7月6日までです。

第一次選考ですが、平成30年7月29日の日曜日に一般教養、教職教養、そして、小論文を課します。

結果発表は、平成30年の8月中旬を考えております。

第二次選考としましては、第一次選考通過者の中から行うものでございますけれども、平成30年8月25日土曜日に個人面接と集団面接を行います。

この両方の結果を見て選考してまいりますけれども、発表は8月30日の木曜日としております。

実際の採用面接ですが、9月上旬に第二次選考通過者を呼びまして、教育長面接を行ってまいります。

この結果発表は、平成30年9月下旬で、名簿登載者となりますが、ここ数年、名簿登載者は全て合格者となっているところでございます。

これから行います選考日程についての説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 3の選考区分の年齢要件等なんですが、その①と②ですね。言わんとしていることはよくわかるのですが、常勤の教員と書いてあって、その下の括弧の中に講師含むとありますね。その下の②のほうは非常勤の教員で講師含むと。

多分、①のほうは、いわゆる常勤講師のことを言っているのかなというのが1点。

それと、②のほうは、非常勤ですから、これは時間講師という解釈でよろしいのかどうか。

もう一つ。期間が長くて何年以上となっていますので、例えば常勤の方であっても、正規の常勤プラス非常勤というのも当然あり得ると思うんですね。そのいいほうをとっていくというふうになると思うのですが、そういうように、1つの形ではなくて、2つも3つもいろいろな種類をやっているとすると、正規、いわゆる常勤講師、いわゆる1年間の講師ですね。臨時採用がそれに相当しますけれども、それに、あと時間講師と、この3種類をうまく組み合わせ、これに当てはまればいいなということでおつくりになったのではないかと思うのですが、その辺をちょっと詳しく教えてください。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ご指摘のとおり、1番の「常勤の教員（講師含む）」とありますのは、特に私学の教員で毎日通常の勤務をしているんですけれども、立場としては1年契約の講師等を含んでおります。

そして、2番の非常勤教員につきましては、これは時間講師のことですので求めている勤務実績も長い月数となっております。

また、3点目の常勤の教員と非常勤の教員の両方をやっている方ということですが、例年、そうした方もいらっしゃいますので、①と②と合わせた経験を持つ方も対象となっているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。講師が入ってきて、常勤・非常勤が入ってくると非常にわかりにくいイメージになってくる部分で。この辺は、まあ、いいでしょう。

事務局のほう为抓手り、こういった案件を押さえておいていただくことが重要なというふうに思いますので、ほかにいかがでしょうか。

富尾委員。

【富尾委員】 ちょっと変なことを伺うかもしれないんですけれども、この教養の試験というのは、一体どなたがつくっていらっしゃるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 一般教養も教職教養も、業者委託をしておりますが、私どもの指導主事が内容を確認しまして、特に、教職教養については、品川区の教育施策等がしっかりわかっているかどうか、そうしたことを加味した上で作成しているところでございます。

以上です。

【富尾委員】 ありがとうございます。すみません。

【教育長】 では、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、質疑がないようでございますので、平成31年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

報告事項の4です。品川区立公共図書館及び学校図書館システムの停止について、これの説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私からは、品川区立公共図書館及び学校図書館システムの停止についてご案内申し上げます。

資料5をごらんください。

現行のシステムにつきまして、平成30年12月にリース期間が満了するため、利用者の利便性向上を目的に再構築を行います。再構築の結果、機器の入れかえとシステムの入れかえのために、下記のスケジュールにありますように、12月に閉庁期間で入れかえを行います。その期間だけでは足りないため、公共図書館においては6日間、学校図書館においては7日間の開庁日及び学校が運営しているときにシステムを停止する必要があります。

そのため、公共図書館においては6日間の休館を予定してございます。学校については、運営上の協議をした中で、システムが停止しても使えるようであれば使う予定でございませぬ。

ご説明は以上でございませぬ。

【教育長】 説明が終わりました。質問をお願いいたします。

私から一つ。このシステムが停止している期間ではあるけれども、その前後を使って貸し出しは可能だということで理解してよろしいでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 機械が動いている間においては利用が可能です。そのため、停止期間を貸し出し期間の延長という形で対応しまして、通常2週間ですが、開館してからご返却いただくまで利用可能というような措置をとる予定でございませぬ。

【教育長】 この間でも読書はできるという形になりますね。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 しっかり区民の方にアナウンスをしてあげていただきたいなというふうに思います。

年末に借りようと思って来たけれども、借りられなかったということのないようにお願いいたします。

品川区立公共図書館及び学校図書館システムの停止につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

その他、何かございますでしょうか。

【庶務課長】 特にございませぬ。

【教育長】 それでは、本日の議事日程は、これで全て終了いたしました。
閉会といたします。ご苦労さまでした。

— 了 —